

0歳から中学校3年生までの医療費を完全無料化します

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、4月1日から子どもの通院医療費の対象を中学校3年生まで拡大し、義務教育修了前の子どもの医療費を無料化します。

新たに助成の対象となる中学校2・3年の子どもがいる世帯は申請が必要になります。なお、対象になると思われる方には4月中旬に申請書類などを送付しています。書類が届かない場合は、お手数でも担当までご連絡ください。

転入などの場合は、随時申請を受け付けます。

助成内容

平成30年3月31日まで				平成30年4月1日から			
	対象者	給付	自己負担		対象者	給付	自己負担
通院	未就学児童	現物給付	無	→	未就学児童	現物給付	無
	小学生	現物給付	無		小学生	現物給付	無
	中学生	×	△		中学生	現物給付	無
入院	未就学児童	現物給付	無	→	未就学児童	現物給付	無
	小学生	現物給付	無		小学生	現物給付	無
	中学生	償還払い	無		中学生	現物給付	無

現物給付：医療機関窓口で受給資格証を提示することにより、医療費の支払いがなくなります。

償還払い：医療機関において支払った医療費の領収書を添えて申請することで、後日給付されます。

※所得制限はありませんが、県の補助事業対象者を判定するため、未就学児童については保護者の所得審査を行います。

申請者

市内に住所を有し、医療保険各法の被保険者または被扶養者である中学生（平成15年4月2日～平成17年4月1日生まれ）の保護者

※他の公費負担制度（ひとり親家庭等医療費給付制度、重度心身障害者医療費助成制度、生活保護制度など）により給付が受けられる場合を除きます。ただし、ひとり親家庭等医療費給付制度の対象者で、保護者などの所得制限限度額超過などにより非該当となる場合は、中学生までの子どものみ対象となります。

提出書類

- ①子ども医療費受給資格証交付（更新）申請書
- ②口座振込依頼書
- ③振込先の通帳など（コピー可）
- ④対象となる子どもの保険証（コピー可）
- ⑤子ども・保護者のマイナンバーカードまたは通知カードおよび本人確認書類
- ⑥印鑑（スタンプ式不可）

受付期間

通知が届いた日～5月31日（木）

8時15分～17時

※土・日曜日、祝日を除きます。

※受付期間内に提出しないときは、受給資格の認定が7月1日以降になる場合がありますのでご注意ください。

提出先（郵送可）

- ▷子育て健康課母子保健係（健康センター内）
- ▷尾上・碓ヶ関総合支所市民生活課市民係
- ▷葛川支所

その他

受給資格証は6月中旬に送付予定です。

受給資格証が届くまでの間に受診された場合は、受給資格認定後、償還払いによりお支払いしますので、領収書は捨てずに保管してください。
※医療費給付の申請には、期限がありますのでご注意ください（診療した翌月初日から起算して6か月以内）。



問合せ：子育て健康課 母子保健係 ☎44-1111（内線1143・1144）